

# 感染症・予防接種審査分科会の概要について

## 疾病・障害認定審査会

### 感染症・予防接種審査分科会

#### 1. 感染症法等に基づく審査請求の裁決を行う場合(委員数:12名)

##### 〈審議内容〉

##### 1. 感染症不服審査の審議

入院患者の審査請求に関する審議(根拠:感染症法第25条)

##### 2. 検疫法による隔離の不服審査

隔離患者の審査請求に関する審議(根拠:検疫法第16条の4)

#### 2. 予防接種法に基づく認定を行う場合(委員数:34名)

##### 〈審議内容〉

##### 1. 予防接種と疾病、障害、死亡との因果関係に関する審議

##### 2. 予防接種による健康被害(障害)の状態についての等級に関する審議

(根拠:予防接種法第15条)

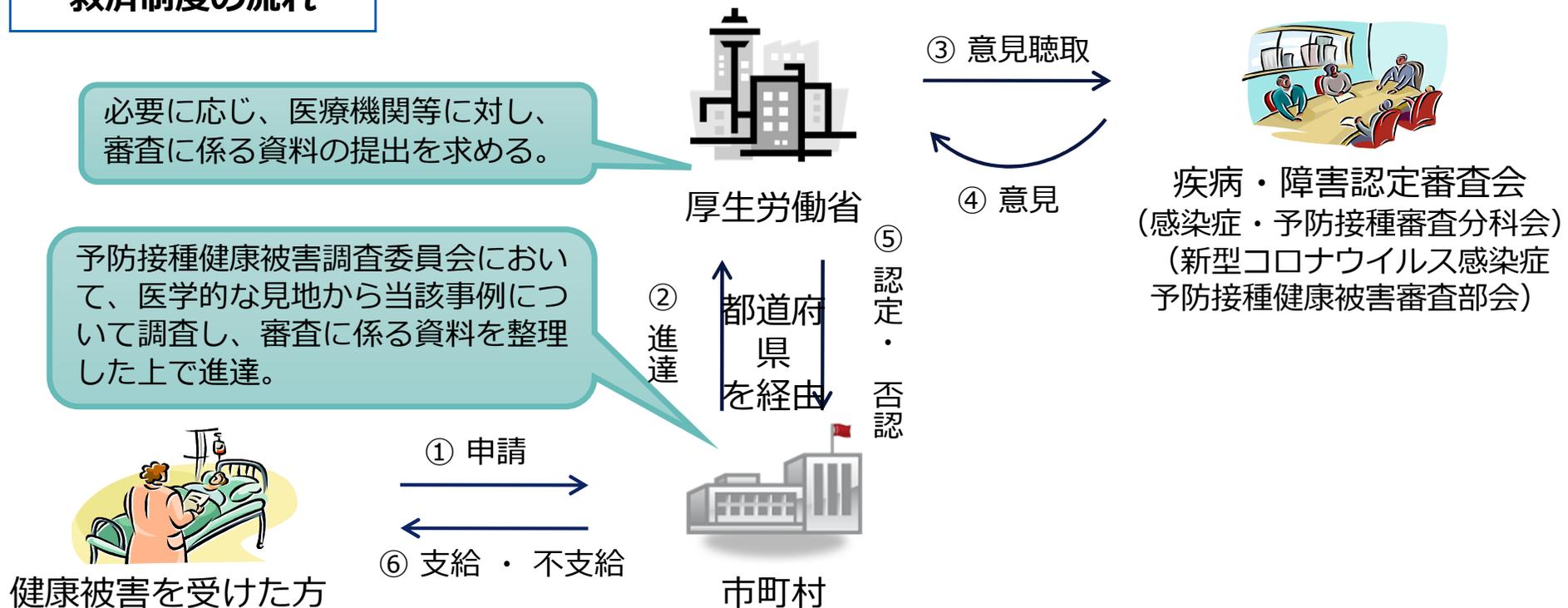
### 原子爆弾被害者医療分科会

### 身体障害認定分科会

# 予防接種健康被害救済制度

- 予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれではあるが不可避免的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に幅広く救済。
- 予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村より給付。ただし、特例承認され、臨時接種に位置付けられた新型コロナウイルスワクチンに係る健康被害救済の給付については、市町村からなされるが、国により全額補填。
- 認定に当たっては、専門家により構成される疾病・障害認定審査会において、予防接種と健康被害の因果関係に係る審査を実施。

## 救済制度の流れ



# 感染症・予防接種審査分科会の審査体制について

## 疾病・障害認定審査会

### 感染症・予防接種審査分科会

予防接種法等に基づく健康被害の認定

#### 【審議内容】

- ・ 予防接種と健康被害との因果関係に関する審査

#### 【委員構成】

- ・ 医師、法律家、感染症専門家、自治体関係者等の有識者22名

#### 【根拠法】

- ・ 予防接種法第15条、特措法第3条

◎疾病・障害認定審査会令（平成12年政令第287号）

#### 所掌事務

予防接種法（昭和23年法律第68号）、検疫法（昭和26年法律第201号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び新型コロナウイルス予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成21年法律第98号）の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること。

### 原子爆弾被爆者医療分科会

### 身体障害認定分科会

### 新型コロナウイルス（A/H1N1） 予防接種健康被害調査部会

#### 【審議内容】

新型コロナウイルス（A/H1N1）予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害の認定に係る調査

#### 【調査内容】

- ・ 疾病の状況等に関する調査、因果関係の評価

#### 【委員構成】

医師、自治体関係者等の有識者

#### 【根拠法】

特措法第3条

### 予防接種健康被害再審査部会

#### 【審議内容】

感染症・予防接種審査分科会において審査された事案について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合の審査

- ・ 新型コロナウイルス（A/H1N1）予防接種による健康被害救済の不支給決定処分を受けた者が厚生労働大臣に対し異議申立てを行った場合

- ・ 審査請求に対する都道府県の裁決により市町村が行った不支給決定処分が取り消された場合

#### 【委員構成】

医師、法律家、感染症専門家、自治体関係者等の有識者

#### 【根拠法】

予防接種法第15条

### 新型コロナウイルス感染症 予防接種健康被害審査第一・第二・第三部会

予防接種法に基づく新型コロナワクチンの予防接種による健康被害の認定

#### 【審議内容】

- ・ 予防接種と健康被害との因果関係に関する審査

#### 【委員構成】

医師、法律家、感染症専門家等の有識者

#### 【根拠法】

予防接種法第15条

# 疾病分類・定期接種の対象について（令和6年4月時点）

	対象疾病	対象者（接種時期）※1	標準的接種期間※2
A 類 疾 病	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまで	初回接種：生後2月から7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後60日以上おいて生後12月～15月に至るまで（1回）
	B型肝炎<政令>	1歳に至るまで	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間（3回）
	ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・破傷風・Hib感染症	【5種混合ワクチン】 ・第1期：生後2月から生後90月に至るまで ※4種混合ワクチンとHibワクチンを用いる場合（従前のとおり） ・4種混合の第1期：生後2月から生後90月に至るまで ・Hib：生後2月から生後60月に至るまで 【DTワクチン】 ・第2期：11歳以上13歳未満 ※第2期はジフテリア・破傷風のみ	【5種混合ワクチン】 第1期初回：生後2月から生後7月に至るまでに開始（3回） 第1期追加：第1期初回接種終了後6月から18月までの間隔をおく（1回） ※4種混合ワクチンとHibワクチンを用いる場合の規定※5は、従前のとおり。 【DTワクチン】 第2期：11歳に達した時から12歳に達するまでの期間（1回）
	結核（BCG）	1歳に至るまで	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間（1回）
	麻疹・風しん※3	第1期：生後12月から生後24月に至るまで 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年	第1期：生後12月から生後24月に至るまで（1回） 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年（1回）
	水痘<政令>	生後12月から生後36月に至るまで	1回目：生後12月から生後15月に達するまで 2回目：1回目の注射終了後6月から12月の間隔をおく
	日本脳炎※4	第1期：生後6月から生後90月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満	第1期初回：3歳に達した時から4歳に達するまでの期間（2回） 第1期追加：4歳に達した時から5歳に達するまでの期間（1回） 第2期：9歳に達した時から10歳に達するまでの期間（1回）
	ヒトパピローマウイルス感染症※3	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（3回）
ロタウイルス感染症<政令>	1価：生後6週から生後24週に至るまで 5価：生後6週から生後32週に至るまで	1価：2回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで） 5価：3回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで）	
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	注：一部簡略化して記載している。 ※1 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間、一部上限年齢あり）は定期接種の対象。 ※2 接種回数は、標準的接種期間に接種を行った場合のもの。 ※3 風しん及びヒトパピローマウイルス感染症は令和6年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。 ※4 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。 ※5 4種混合ワクチンとHibワクチンを用いる場合の標準的接種期間 ・4種混合 第1期初回：生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間（3回） 第1期追加：第1期初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく（1回） ・Hib 初回接種：生後2月から生後7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく（1回）
	新型コロナウイルス感染症<政令>	①65歳の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	
	高齢者の肺炎球菌感染症<政令>	①65歳の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	

## 予防接種基本計画改定のポイント②

### 2. 中期的な視点での施策と基本計画の記載の方向性

#### (1) 予防接種のデジタル化の着実な推進

- 過去の接種記録が生涯にわたり接種可否の判断等に影響を与える可能性もあることも踏まえ、接種記録の保存年限を延長する。
- 予防接種のデジタル化の取組を進め、接種事務の効率化、利便性の向上、接種率の迅速な把握等を行う。
- 予防接種のデジタル化によって収集される予防接種記録等の情報を活用し、予防接種データベースを構築し、公的データベース(NDB等)と連結した解析を可能とする。

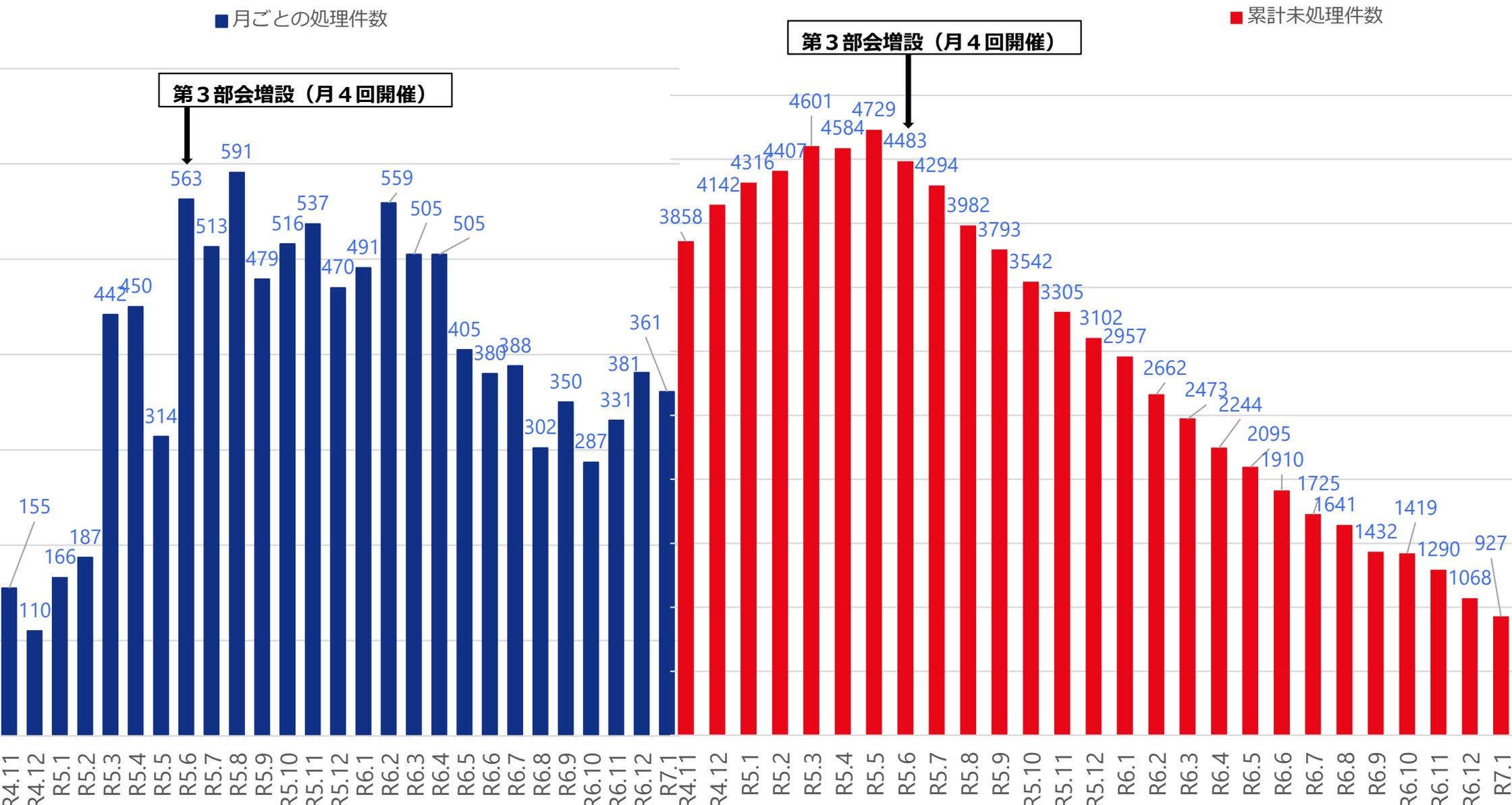
#### (2) 科学的知見に基づいた予防接種施策の推進

- ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果に関するデータについて可能な限り収集を行い、客観的で信頼性の高い最新の科学的知見に基づき、予防接種施策に関する評価及び検討を行う。
- 平時から、NDBと連結した予防接種データベースを活用するなど、有効性・安全性評価の観点で詳細な分析を行う。
- 特に、安全性評価については、接種者と非接種者における副反応疑いとして報告される疾患等の発生率の比較を、副反応疑い報告制度に基づく評価の追加的な評価として必要に応じて実施する等、安全性評価に関する技術的検討を進める。
- 令和7年度から発足する国立健康危機管理研究機構(JIHS)は、予防接種データベースの活用を含めたデータ分析や、科学的知見の評価を充実する。

#### (3) コロナ禍での経験を踏まえた予防接種施策の推進

- 国民が正しい知識を持ったうえで接種の判断が行えるよう、科学的に正確でない受け取り方がなされうる情報への対応も含め、国民の理解の促進に資する情報発信の推進。
- 予防接種救済制度について、申請者増の際には体制の強化を図り、迅速な救済に取り組む。

# 新型コロナウイルスの予防接種健康被害救済制度についての審査の実績 (令和4年11月以降：月ごとの処理件数及び累計未処理件数)



審査済件数：11,932件

(令和7年1月31日時点)

# 過去の給付件数（予防接種法） ※定期接種

## （認定件数の推移）

該当年度	審査件数	認定件数	否認件数	保留件数	認定割合(%)
令和3年度	59	49	9	1	84.5
令和4年度	64	53	9	2	85.5
令和5年度	74	68	6	0	91.9

（注1）該当年度中に審議結果が出た件数である。

（注2）同一人から複数の申請がされる事例（医療費・医療手当と障害年金など）があるため、件数は人数と必ずしも一致しない

（注3）認定割合は、保留となったものを含めずに計算している。

## （内訳）

該当年度	医療費・ 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時 金	遺族年金	遺族一時 金	葬祭料
令和3年度	44	4	3	0	0	1	1
令和4年度	50	3	0	1	2	0	3
令和5年度	60	3	6	0	1	3	5

# 過去の給付件数（予防接種法） ※特例臨時接種（新型コロナ）

## （認定件数の推移）

該当年度	審査件数	認定件数	否認件数	認定割合(%)
令和3年度	686	650	36	94.8
令和4年度	1,568	1,362	206	86.9
令和5年度	5,988	4,783	1,205	79.9

（注1）該当年度中に審議結果が出た件数である。

## （内訳）

該当年度	医療費・ 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金・葬祭 料
令和3年度	686	0	0	0
令和4年度	1,320	0	1	41
令和5年度	4,246	0	55	482

# 過去の給付件数（新型インフル救済特措法）

## （認定件数の推移）

該当年度	審査件数	認定件数	否認件数	保留件数	認定割合（％）
令和3年度	1	1	0	0	100
令和4年度	0	0	0	0	0
令和5年度	1	1	0	0	100

（注1）該当年度中に審議結果が出た件数である。

（注2）同一人から複数の申請がされる事例（医療費・医療手当と障害年金など）があるため、件数は人数と必ずしも一致しない

（注3）認定割合は、保留となったものを含めずに計算している。

## （内訳）

該当年度	医療費・ 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	遺族年金	遺族一時金	葬祭料
令和3年度	0	0	0	0	1	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	1	0	0	0

## 感染症・予防接種審査分科会関連法規等について

### 1. 感染症法等に基づく審査請求の採決を行う場合

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第25条第6項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院命令の審査請求に係る審査

#### ・感染症法第25条（審査請求の特例）

- 1 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、同条第2項又は第3項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第2項又は第3項の規定により入院した日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4～5 （略）
- 6 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は第3項の裁決（入院の期間が30日を超える患者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 7 （略）

#### ・感染症法第20条（入院）

- 1 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、10日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、10日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。
- 3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定により入院している患者を、前2項の規定により入院したときから起算して10日以内

の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

- 4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5～8 (略)

・感染症法施行令第6条（審議会等で政令で定めるもの）

法第25条第6項（法第26条において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

○検疫法(昭和26年法律第201号)第16条の4第4項の規定による隔離の審査請求に係る審査

・検疫法第16条の4（審査請求の特例）

- 1 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であって当該隔離の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 3 第14条第1項第1号の規定により隔離されている者であって当該隔離の期間が30日を超えないもの又はその保護者が、厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から起算して35日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、第2項の裁決又は前項の裁決（隔離の期間が30日を超える者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

5 (略)

・検疫法第14条（汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置）

- 1 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があった船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第2条第1号又は第2号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。

二～九 (略)

2 (略)

- ・ 検疫法施行令第1条の4（審議会等で政令で定めるもの）  
法第16条の4第4項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

## 2. 予防接種法等に基づく認定を行う場合

○ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第2項の規定に基づく予防接種による健康被害認定の審査

- ・ 予防接種法第15条（健康被害の救済措置）1 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- ・ 予防接種法第16条（給付の範囲）
  - 1 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。
    - 一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者
    - 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
    - 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
    - 四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
    - 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者
  - 2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。
    - 一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
    - 二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
    - 三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
    - 四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
    - 五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

- ・ 予防接種法施行令第 9 条（審議会等で政令で定めるもの）  
法第 15 条第 2 項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく新型インフルエンザ予防接種による健康被害認定の審査

- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第 3 条（新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済のための給付）

- 1 厚生労働大臣は、自らが行う新型インフルエンザ予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであると認定したときは、次条及び第五条に定めるところにより、給付を行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第 4 条（給付の範囲）

前条第 1 項の規定による給付（以下この章において「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- 一 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者
- 三 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳以上の者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令第 1 条（審議会等で政令で定めるもの）

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（以下「法」という。）第 3 条第 2 項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

## 障害の状態の等級表

### 【予防接種法】

障害児養育年金

等級	障害の状態
1 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも</li> <li>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 両下肢の用を全く廃したもの</li> <li>5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの</li> <li>6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも</li> <li>7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> <li>8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> </ol>
2 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のも</li> <li>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</li> <li>8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも</li> <li>9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> <li>10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> </ol>

障害年金

等級	障害の状態
1 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.02以下のもの</li> <li>2. 両上肢の用を全く廃したもの</li> <li>3. 両下肢の用を全く廃したもの</li> <li>4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のも</li> <li>5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> <li>6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> </ol>
2 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.04以下のもの</li> <li>2. 一眼の視力が0.02以下で、かつ、他眼の視力が0.06以下のもの</li> <li>3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも</li> <li>4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</li> <li>5. 一上肢の用を全く廃したもの</li> <li>6. 一下肢の用を全く廃したもの</li> <li>7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの</li> <li>8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のも</li> <li>9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> <li>10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> </ol>
3 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.1以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のも</li> <li>3. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>5. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 体幹の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>7. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のも</li> <li>8. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> <li>9. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> </ol>

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法】

障害年金・障害児養育年金 等級表

等級	障害の状態
1 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが、100デシベル以上のもの</li> <li>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることのできない程度の障害を有するもの</li> <li>6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>
2 級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</li> <li>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 咀嚼の機能を欠くもの</li> <li>5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>7. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>8. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</li> <li>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> <li>10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ol>

## 予防接種健康被害に対する給付の種類

### 【予防接種法】

#### (A類疾病・臨時接種)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用(健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額)及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。
障害児養育年金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級~3級に区分される。
死 亡 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した場合において、一定の者(配偶者、子、父母など)に支給される一時金。
葬 祭 料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。

#### (B類疾病)

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	A類疾病に係る医療費及び医療手当に準じる。 ただし、その程度の医療とは、病院又は診療所への入院を要すると認められる程度の医療とする。
障 害 年 金	予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に対し支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。
遺 族 年 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合、その遺族に対して支給する。
遺 族 一 時 金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者でない場合、その遺族に対して支給する。
葬 祭 料	A類疾病に係る葬祭料の額に準じる。

【新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法】

給付の種類	内 容
医療費・医療手当	<p>予防接種を受けたことにより疾病にかかった場合において、当該治療に要した費用（健康保険などにより負担された額を控除した自己負担額）及び医療を受けた態様・日数に応じた手当が支給される。</p>
障害児養育年金	<p>予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳未満の者を養育する者に支給される年金。 障害の状態に応じて1級・2級に区分される。</p>
障 害 年 金	<p>予防接種を受けたことにより障害の状態となった18歳以上の者に支給される年金。 障害の程度に応じて1級・2級に区分される。</p>
遺 族 年 金 遺 族 一 時 金	<p>予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族に対して支給する。</p>
葬 祭 料	<p>予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に対して支給される。</p>

## 予防接種に係る健康被害に対する給付額

	A類疾病の定期接種	B類疾病の定期接種
<b>医療費</b>	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分 (入院相当に限定しない)	A類疾病の額に準ずる (入院相当)
<b>医療手当</b>	通院 3日未満 (月額) 36,900円 通院 3日以上 (月額) 38,900円 入院 8日未満 (月額) 36,900円 入院 8日以上 (月額) 38,900円 同一月入通院 (月額) 38,900円	A類疾病の額に準ずる
<b>障害児 養育年金</b>	1級 (年額) 1,669,200円 2級 (年額) 1,334,400円	
<b>障害年金</b>	1級 (年額) 5,340,000円 2級 (年額) 4,272,000円 3級 (年額) 3,202,800円	1級 (年額) 2,966,400円 2級 (年額) 2,373,600円
<b>死亡した 場合の補償</b>	死亡一時金 46,700,000円	生計維持者でない場合 遺族一時金 7,783,200円 生計維持者である場合 遺族年金 (年額) 2,594,400円 (10年を限度)
<b>葬祭料</b>	215,000円	A類疾病の額に準ずる
<b>介護加算</b>	1級 (年額) 854,400円 2級 (年額) 569,600円	

(注) 単価は令和6年4月現在